

2020年2月3日現在

書籍をご購入いただいた皆様へ

大原出版株式会社

【正誤表】

合格のミカタシリーズ 2020年対策 読めばわかる！社労士テキスト

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

誠に申し訳ございませんが、本書の記載内容に訂正がございます。

ご購入いただいたみなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、下記該当書籍及び訂正内容をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

合格のミカタシリーズ 2020年対策 読めばわかる！社労士テキスト  
(2019年8月26日 第3版発行)

ISBN 978-4-86486-679-8

訂正内容

訂正頁・行	訂正箇所
第1部 P350	③特定法人が行う場合

訂正後

特定法人が行う次の手続きについては、原則として電子申請を義務とする。

- ・概算保険料申告書（保険年度の中途に保険関係が成立したものについての当該保険関係が成立した日から50日以内に行う申告書の提出を除く。）
- ・増加概算保険料申告書
- ・確定保険料申告書

(注) 有期事業及び労働保険事務組合に労働保険事務の処理が委託されている事業に係るものを除く。